

小樽市ごみ箱設置費等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみステーションに排出された家庭ごみの散乱を防止するため、ごみ箱を設置し、若しくは購入し、又はごみネット等若しくは囲い式ごみネット等を購入するために必要な費用の一部を助成することにより、清潔で快適な地域環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成17年小樽市条例第60号）第8条に規定する生活系一般廃棄物を排出する場所として指定された場所をいう。
- (2) 家庭ごみ 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例第6条第1項に規定する市が収集する生活系一般廃棄物をいう。
- (3) ごみ箱 ごみステーションに排出される家庭ごみを収納するための箱（次号及び第5号に掲げるものを除く。）をいう。
- (4) ごみネット等 ごみネット（ごみの散乱を防止するためにごみステーションに排出された家庭ごみを覆う網をいう。）及び家庭ごみを入れるための容器（ごみの収集又は通行に支障を及ぼすおそれがあるものその他の市長が不相当と認めるものを除く。）をいう。
- (5) 囲い式ごみネット等 ごみステーションに排出された家庭ごみの散乱を防止することを目的とし、折りたたむことができる形状であり、かつ、ごみステーションに排出された家庭ごみを囲う網状及び板状のもの、その他これに準じるものをいう。
- (6) 町会、自治会等 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、規約に従ってその活動を行うものをいう。

(助成の対象)

第3条 ごみ箱の設置（購入を含む。以下同じ）に要する費用（以下「ごみ箱設置費」という。）の助成は、当該ごみ箱を設置する町会、自治会等の申請に基づき、当該町会、自治会等に対して行うものとする。ただし、共同住宅、マンション等の建築に併せて当該建物の附属設備として築造されるごみ箱を除く。

2 ごみネット等の購入に要する費用（以下「ごみネット等購入費」という。）の助成は、当該ごみネット等を使用する町会、自治会等又は個人の申請に基づき、当該町会、

自治会等又は個人に対して行うものとする。

- 3 囲い式ごみネット等(併せて使用のごみネットを含む。)の購入に要する費用(以下「囲い式ごみネット等購入費」という。)の助成は、当該ごみネット等を使用する町会、自治会等又は個人の申請に基づき、当該町会、自治会等又は個人に対して行うものとする。

(助成の条件)

- 第4条 ごみ箱設置費の助成を受けた町会、自治会等は、第9条第1項の規定による助成金交付決定通知を受けた日から3年間は、当該助成の対象とされたごみ箱を他の用途に使用し、又はその用途を廃止してはならない。
- 2 ごみネット等購入費又は囲い式ごみネット等購入費の助成を受けた者は、第13条第1項及び第17条第1項の規定による助成金交付決定通知を受けた日から2年間は、当該助成の対象とされたごみネット等若しくは囲い式ごみネット等を他の用途に使用し、又はその用途を廃止してはならない。
- 3 ごみネット等購入費又は囲い式ごみネット等購入費の助成を受けた者は、ごみステーションに排出された家庭ごみが収集された後は、当該ごみネット等又は囲い式ごみネット等を速やかに片付けなければならない。

(助成額)

- 第5条 ごみ箱の設置、ごみネット等又は囲い式ごみネット等の購入に係る助成は予算の範囲内で行うものとし、その額は次に掲げるとおりとする。
 - (1) ごみ箱 ごみ箱1基につき、その製作又は購入に要する費用の2分の1の額とし、20,000円を限度とする。この場合において、当該2分の1の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
 - (2) ごみネット等 ごみネット等を使用するごみステーション1か所につき、その購入に要する費用の2分の1の額とし、当該助成額の総額は、同一の会計年度(毎年4月1日から3月31日まで)において、3,000円を限度とする。この場合において、当該2分の1の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
 - (3) 囲い式ごみネット等 囲い式ごみネット等又は囲い式ごみネット等(第2条第5号イ又はロのいずれかに該当する場合に限る。)と併せてごみネットを使用するごみステーション1か所につき、囲い式ごみネット等及びごみネットの購入に要する費用の2分の1の額とし、当該助成額の総額は、同一の会計年度(毎年4月1日から3月31日まで)において、7,000円を限度とする。この場合において、当該2分の1の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(ごみ箱設置費の助成申請)

第6条 ごみ箱設置費の助成を受けようとする町会、自治会等は、ごみ箱の設置に着手する前に、ごみ箱設置費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) ごみ箱を設置するごみステーションの場所を示す略図
- (2) ごみ箱を設置する土地の使用権原を示す書類又はその写し

(ごみ箱設置費助成金交付予定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対してごみ箱設置費助成金交付予定通知書(様式第2号)により通知するものとし、適当でないときにごみ箱設置費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(ごみ箱設置届)

第8条 前条の規定によるごみ箱設置費助成金交付予定通知を受けた申請者は、ごみ箱を設置し、かつ、その費用の支払をしたときは、その領収書の写しを添えて、ごみ箱設置届(様式第4号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(ごみ箱設置費助成金交付決定通知)

第9条 市長は、前条の規定によるごみ箱設置届を受理したときは、その内容が事実と相違ないことを確認したうえで、交付する助成金の額を決定し、当該届出をした者に対してごみ箱設置費助成金交付決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

- 2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、速やかに、市長に助成金の交付を請求するものとする。

(ごみネット等購入費の助成申請)

第10条 ごみネット等購入費の助成を受けようとする者は、ごみネット等購入費助成金交付申請書(様式第6号)にごみネット等を使用するごみステーションの場所を示す略図を添付して、市長に申請しなければならない。

(ごみネット等購入費助成金交付予定通知)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対してごみネット等購入費助成金交付予定通知書(様式第7号)により通知するものとし、適当でないときにごみネット等購入費助成金不交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(ごみネット等購入届)

第12条 前条の規定によるごみネット等購入費助成金交付予定通知を受けた申請者は、ごみネット等を購入したときは、その領収書の写しを添えて、ごみネット等購入届(様式第9号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(ごみネット等購入費助成金交付決定通知)

第13条 市長は、前条の規定によるごみネット等購入届を受理したときは、その内容が事実と相違ないことを確認したうえで、交付する助成金の額を決定し、当該届出をした者に対してごみネット等購入費助成金交付決定通知書(様式第10号)を交付するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、速やかに、市長に助成金の交付を請求するものとする。

(囲い式ごみネット等購入費の助成申請)

第14条 囲い式ごみネット等購入費の助成を受けようとする者は、囲い式ごみネット等購入費助成金交付申請書(様式第11号)に囲い式ごみネット等及びごみネットを使用するごみステーションの場所を示す略図を添付して、市長に申請しなければならない。

(囲い式ごみネット等購入費助成金交付予定通知)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対して囲い式ごみネット等購入費助成金交付予定通知書(様式第12号)により通知するものとし、適当でないときとは、囲い式ごみネット等購入費助成金不交付決定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(囲い式ごみネット等購入届)

第16条 前条の規定による囲い式ごみネット等購入費助成金交付予定通知を受けた申請者は、囲い式ごみネット等及びごみネットを購入したときは、その領収書の写しを添えて、囲い式ごみネット等購入届(様式第14号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(囲い式ごみネット等購入費助成金交付決定通知)

第17条 市長は、前条の規定による囲い式ごみネット等購入届を受理したときは、その内容が事実と相違ないことを確認したうえで、交付する助成金の額を決定し、当該届出をした者に対して囲い式ごみネット等購入費助成金交付決定通知書(様式第15号)を交付するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、速やかに、市長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付取消及び返還)

第18条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに決定した助成金の交付を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請又は届出により、不正に助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により助成金の全部又は一部の返還を求められたときは、助成金の交付を受けた者は、速やかに、その金額を市長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。